

平成23年度 経営計画

平成23年度の貸付けについて

平成23年度の資金調達について

平成23年度のリスク管理及び内部統制について

平成23年度の地方支援業務について

平成23年度のシステム投資について

平成23年度の組織・体制について

地方公共団体金融機構

平成23年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成23年度貸付計画の概要

平成23年度地方債計画における機構資金の計上額（18,930億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、18,431億円を計上（平成22年度貸付計画額19,331億円から900億円、4.7%の減。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債及び一般事業債について、所要額を計上。また、それ以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債及び社会福祉施設整備事業債について、所要額を計上（なお、公共事業等債については、国庫補助金の一部一括交付金化に伴い、平成23年度に創設）。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として計上された臨時財政対策債について、所要額を計上。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上。

(4) 公営企業借換債の確保

下記5のとおり、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債について、300億円を計上。

3．貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限、据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4．審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など信用管理の一層の充実を図る。

5．公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成22年度から平成24年度までの3年間で総額3,200億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成23年度においては、1,000億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債300億円）を実施する。

平成23年度事業別貸付計画

(単位：億円)

事業等名	区分	平成23年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 平成22年度 貸付計画額
			過年度分	当年度分	合計		
一般 社会 計 債	公共事業等債	1,305	-	39	39	1,135	-
	公営住宅事業	197	176	6	182	171	193
	社会福祉施設整備事業	123	122	4	126	107	1
	一般事業	224	201	7	208	195	101
	地域活性化事業	119	122	3	125	104	156
	防災対策事業	236	212	7	219	205	224
	合併特例事業	1,861	1,669	56	1,725	1,619	1,743
	地方道路等整備事業	543	1,747	16	1,763	473	1,528
計		4,608	4,249	138	4,387	4,009	3,946
臨時財政対策債		6,600	3,206	4,092	7,298	2,310	7,887
(一般会計債等分計)		11,208	7,455	4,230	11,685	6,319	11,833
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,351	562	541	1,103	675	1,176
	(簡易水道)	161	66	64	130	81	141
	交通事業(一般交通)	70	34	28	62	35	62
	(都市高速鉄道)	778	385	311	696	389	697
	病院事業	772	357	309	666	386	667
	下水道事業	3,955	1,834	1,582	3,416	1,978	4,112
	工業用水道事業	136	62	54	116	68	124
	電気事業(水力発電を除く)	25	11	10	21	12	13
	(水力発電)	8	1	3	4	4	3
	ガス事業	32	13	13	26	16	15
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	2
	市場事業	67	122	27	149	33	125
	と畜場事業	5	8	2	10	3	9
	駐車場事業	3	1	1	2	2	1
	小計		7,365	3,457	2,946	6,403	3,683
港湾整備事業		47	18	19	37	23	43
観光施設事業・産業廃棄物処理事業		10	2	4	6	5	8
小計		57	20	23	43	28	51
計		7,422	3,477	2,969	6,446	3,711	7,198
公営企業借換債		300	-	300	300	-	300
合計		18,930	10,932	7,499	18,431	10,030	19,331

注1) 事業等は、平成23年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案し算定した。

注3) このうち当年度分は、一般会計債については、3%相当額、臨時財政対策債については、62%相当額、公営企業債については、40%相当額を計上した。

注4) また、過年度分は、23年度に執行が見込まれる前年度からの繰越分である。

注5) 公営企業借換債については、地方債計画額を全額当年度分に計上した。

平成23年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に10年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program)、ユーロ MTN プログラムによる債券発行のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

多様な市場における債券発行

JFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施する。

半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成23年3月及び9月に、上半期及び下半期の債券発行計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成23年度債券発行計画の概要

- (1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行を組み合わせて行うこととし、平成23年度においては、表2のとおり政府保証のない公募債を9,000億円、地方公務員共済組合連合会の引受による債券を3,000億円発行する予定。
- (2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成23年度においては、表2のとおり7,100億円を発行する予定。

平成23年度債券発行計画

1 地方金融機構債(1) 公募債

債券の種類	年間発行予定額
10年債	3,600億円程度
20年債	1,600億円程度
5年債・FLIP・その他	3,800億円程度
計	9,000億円

貸付状況、市場環境等により変更することがある。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	年間発行予定額
10年債	3,000億円

2 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額
10年債	5,100億円
6年債	2,000億円
計	7,100億円

国の平成23年度予算案の成立が前提。

平成23年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3．内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

平成23年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施する。

2. 平成23年度地方支援業務の概要

地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で実施する。

(1) 人材育成

地方公共団体の財政運営に必要な金融動向を適切に把握できるよう基礎的な金融知識を提供するとともに、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できる能力を習得できるよう、次の3つの支援事業を実施する。

共催研修

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を実施する。

出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地方公共団体の要望や受講者のレベルに応じた研修を実施する。

実務テキスト

資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開する。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達や地方財政における金融の意義・役割など、総括主任研究員等による地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究成果を地方公共団体に還元する。

このため、専門知識を必要とし、かつ、多くの地方公共団体の資金調達業務の向上に資すると考えられるテーマについて積極的に調査研究を実施する。また、大学等と共催でフォーラムを開催するなど研究成果を地方公共団体に還元する。

(3) 実務支援

個別の地方公共団体からの資金調達に関する支援の要望に対し、金融専門

知識や経験を有する機構職員が自治体ファイナンス・アドバイザーとして地方公共団体からのニーズに応じ、きめ細やかな支援を提供する。

また、住民参加型市場公募地方債を新たに発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーの派遣や助成を行う。

なお、特定の知見を必要とするテーマに関しては、当該知見や技能を有する専門家を派遣する。

(4) 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な金融データ、金融知識、参考事例を、ホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め、提供する。

平成 23 年度のシステム投資について

1. 基本的な考え方

平成 19 年度より実施していた「公庫から機構への安定的なシステム移行」が概ね終了したことから、機構の業務をより効率的・有機的に実施するために業務フローの抜本的な見直しを行ったうえで、平成 25 年度を目途に「システムの再構築」を図る。

2. 平成 23 年度システム投資方針

システムの再構築を実施するため、「機構の新たな業務フロー・システム構成の全体像」及び「具体的な開発内容」等を定めた「開発投資基本計画（システム抜本的見直し計画）」を策定の上、順次システム開発に取り組む。

平成23年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の充実強化を図る。その際、民間の金融実務経験者や地方公共団体からの派遣職員など幅広い人材の活用を図るとともに、研修の実施等により、職員の一層の資質・能力の向上に努める。

2. 平成23年度における組織・体制の充実強化

- (1) 独立性を確保し、融資審査の一層の充実強化を図るため、融資部の「審査室」を分離し「審査役」を設置するなど、その実施体制を強化する。
- (2) システム開発、資金調達や資金管理事務の高度化・多様化への対応等の観点から、必要な職員の確保を図る。
- (3) 地方三団体の協力を得て、必要な地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、当該職員等にOJT研修や金融関連業務に係る実務能力の育成を図るための実務研修を実施する。